

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案要綱

第一 私立学校教職員共済法の一部改正

一 基礎年金拠出金に対する国庫補助の割合を二分の一に引き上げることとする。ただし、特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律案附則に規定する特定年度をいう。）の前年度までの間における国庫補助は、次のとおりとすること。（第三十五条等関係）

（一）平成十六年度においては、基礎年金拠出金の三分の一に相当する額に加え、二億五千八百六十八万七千円を補助すること。

（二）平成十七年度から特定年度の前年度までの各年度においては、基礎年金拠出金の三分の一に相当する額に加え、基礎年金拠出金の千分の十一に相当する額を補助すること。

二 長期給付に係る標準給与の等級区分については、国家公務員共済組合の長期給付に係る標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところによりその上限の改定を行うことができるものとする。こと。（附則第二十八項、第三十項関係）

三 育児休業又は育児休業に準ずる休業を終了した加入者が、その終了日に当該育児休業に係る三歳未満の

子を養育している場合において、申出をしたときは、当該終了日の翌日の属する月以後三月間に受けた給与の平均額を給与月額として、標準給与を改定すること。（第二十二條關係）

四 育児休業期間中に加え、育児休業に準ずる休業期間中についても掛金を免除すること。（第二十八條關係）

五 標準給与の定時決定等を行う場合におけるその算定の対象とすべき月に係る給与支払日数の下限を二十日から十七日に引き下げること。（第二十二條關係）

六 七十歳以上の教職員等について、その者の給与等の月額と年金月額の合計額に応じた退職共済年金等の支給調整措置を導入すること。（第二十五條の三關係）

七 長期給付の支給要件及び支給額の算定方式等について準用する国家公務員共済組合法の改正に伴い、關係規定の読替え等を行うこと。（第二十五條關係）

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 關係法律の改正

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）について、私立学校

教職員共済法において準用する国家公務員共済組合法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

この法律は、平成十六年十月一日から施行すること。ただし、第一の三、四及び七の一部並びに第二の一部については平成十七年四月一日から、第七の一部については平成十八年四月一日から、第一の五については平成十八年七月一日から、第一の六及び七の一部並びに第二の一部については平成十九年四月一日から、第一の七の一部については平成二十年四月一日から施行すること。

(参考)

私立学校教職員共済法による給付の支給要件、額の算定方法等については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用しているため、別途今国会に提出される「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」における次の事項については、私立学校教職員共済制度においても同様の措置がなされることとなる。

- 一 年金額の改定方式の見直しに関すること。(平成十六年十月一日施行)
- 二 六十歳台前半の在職中の年金支給停止の緩和に関すること。(平成十七年四月一日施行)
- 三 三歳未満の子を養育する者に係る年金額算定の基礎となる平均標準給与額の特例に関すること。(平成十七年四月一日施行)
- 四 障害基礎年金と退職共済年金又は遺族共済年金の併給に関すること。(平成十八年四月一日施行)
- 五 六十歳台後半の退職共済年金の支給の繰下げに関すること。(平成十九年四月一日施行)
- 六 遺族共済年金の算定方法の見直しに関すること。(平成十九年四月一日施行)
- 七 離婚等の際の当事者の合意等に基づく年金分割制度の導入に関すること。(平成十九年四月一日施行)
- 八 被扶養配偶者の申請による離婚時等の年金分割制度の導入に関すること。(平成二十年四月一日施行)